

共同生活援助事業所における適正な職員配置について

1. 経緯

標記の件について、近年実施した実地指導等において、土日や年末年始等に終日職員が不在となっているにもかかわらず、報酬算定を行っている共同生活援助事業所（以下「グループホーム」という。）が散見されました。

グループホームについては障害者総合支援法に基づく指定基準上、常時の職員配置は必須とされておりませんが、利用者の障害状況等に応じた支援を行うにあたり必要となる人員を配置する必要があります。また、土日等に職員配置がなされていないことに起因する利用者の事故や、退去（一時的なものを含む）を余儀なくされる事例などが、複数発生しております。

この件に関しては、令和元年6月5日付で別添のとおり、共同生活援助事業所あてに通知を發出し、職員配置の再確認と適正な体制整備を求めたところですが、今回改めてお示しするので、各事業所は必要な体制の再検討、報酬算定が適切に行われているかの再確認をお願いします。

2. 適正な職員配置

世話人及び生活支援員については、指定基準上、利用者数及び障害支援区分に応じた最低必要人員が定められており、常勤換算により当該人員を満たす場合は、形式的には指定基準を満たしていると判断されます。

一方、グループホームの利用者が必要とする支援は利用者ごとに異なり、必要な従業員数や勤務体制を整えなければならないとされています。

グループホームにおいては、単に指定基準上の必要人員を満たすだけでなく、土日等を含めて、利用者に対する適切な処遇が行える体制を整える必要があることに御留意ください。

3. 近年の状況について

グループホームに限らず、毎年、事故報告の件数につきましては増加傾向にあります。グループホームでの事故報告の中では、死亡等の報告件数が微増傾向にあります。本来、配置されるべき時間に、世話人がいないことにより、発見が遅れた事例もあります。

グループホームの支援においては、適正な配置をしていただくことにより、利用者の体調や、精神面での、小さな変化を見落とさずに、異変を早期発見することにより、事故発生を未然に防ぐことが大切だと思われま

4. 報酬請求について

報酬告示上、グループホームの報酬は日額であり、利用者に対しサービスの提供を行った日に算定が可能とされているところです。したがって、終日、世話人等の職員が配置されていない日（世話人等が出勤していない日）については、実質的にサービスが提供されていないと判断せざるを得ないため、報酬算定が行えないことに御留意ください。

（例えば、前日に土日分の食事を作り置きしている程度では不十分であり、世話人等の配置を求める。）

なお、令和3年度からは、実地指導等で、配置がされていないことを確認した際は、報酬の返還を求めることがあります。